

南北
600
キロ

鳥獣捕獲水増し 広がる

霧島市の中央班、報償費過大受給50件

全5班、不正疑い300件超

霧島市から許可を受け、イノシシなど農産物に被害を与える有害鳥獣を狩猟する「捕獲従事者」が、捕獲頭数を水増しして報償費を過大に受け取っている実態が市の調査で明るみに出た。捕獲した鳥獣を異なる角度で撮影したり、他人から耳と尾を譲ってもらったりして、捕獲実績を偽っていた。これまで確認されたのは5人による約50件だが、さらに拡大する見通しだ。

■主な有害鳥獣と報償費

| | 報償費(国庫+市) | 2015年度の捕獲頭数 |
|-------|--------------------------|-------------|
| イノシシ | 1万2000円 (8000円+4000円) | 1192頭 |
| ニホンジカ | 1万2000円 (8000円+4000円) | 829頭 |
| アナグマ | 4000円 (1000円+3000円) | 873頭 |

※ほかにタヌキ、カラス、サルなどにも支払われる

■霧島市の鳥獣による農産物被害と捕獲状況

| | 農産物被害額 | 捕獲従事者 | 報償費総額 |
|--------|--------|-------|--------|
| 2012年度 | 1548万円 | 182人 | |
| 2013年度 | 1776万円 | 205人 | 2416万円 |
| 2014年度 | 1593万円 | 228人 | 2715万円 |
| 2015年度 | 1481万円 | 251人 | 3118万円 |
| 2016年度 | 未定 | 256人 | 未定 |



山中で有害鳥獣捕獲に取り組む捕獲隊員＝霧島市

市などによると、イノシシやシカは11月から2月までが猟期で、免許を持っていれば狩猟ができる。しかし、農産物の被害を受けた市民から依頼を受けて市長が許可した捕獲従事者は、猟期以外での有害鳥獣捕獲が認められ、鳥獣の種類や頭数に応じて報償費が支払

われる。捕獲実績報告書の提出には捕獲した場所や時間などが書かれた看板と一緒に撮影した写真、鳥獣の耳や尾の現物が必要となる。

市内には、地区ごとに中央班(国分、単人、福山地区)、牧園班、薄辺班、横川班、霧島班の5班からなる市捕獲隊があるが、市に昨年9月、中央班の6人に不正の疑いがあるとの情報もたらされたという。

市が中央班の昨年4〜6月の捕獲実績報告書などを調べたところ、5人が不正を認めた。件数は約50件で、報償費計35万6千円は

支払いが保留となった。さらにはほかの班も調査対象とし、調査期間も国庫補助が加算されて証拠写真が必要となった2013年度以降に広げて検証。すべての班で不正が疑われるケースが見つかり、件数は300件を超えるという。

は不正の責任を取って3月末で辞任。市は昨年度中に調査結果を明らかにするとしていたが、発表は遅れている。

県「ルール徹底促す」

市捕獲隊の隊長、副隊長

(大久保忠文)

具農村振興課によると、有害鳥獣駆除のための国の事業には、2013〜14年の緊急捕獲等対策事業、15年から始まった鳥獣被害防

止総合対策事業の二つがあり、年間約2億円の補助金が出ている。県内の有害鳥獣駆除で不正が明らかになったのは今回が初めてとい

う。県は今回の不正を重くみて、対策を検討中だ。同課の引地正行課長は「ルールや法律を守る意識を徹底するよう各町村を通じて呼びかけてもらう。捕獲したイノシシの確認の仕方も再確認したい」と話した。

県内には2016年時点でイノシシ約6万7千頭、シカ5万5千頭が生息していると見られ、23年度までの7年間で半減させる計画を設定した。現在は年間にイノシシが約2万2千頭、シカが約2万7千頭が捕獲・駆除されている。(神崎卓臣)

裏返し、看板日時変え撮影／両耳・尾を譲り受け

有害鳥獣の捕獲頭数の水増し問題を調べている中村満雄市議(70)に、不正の実態を聞いた。

水増しの手口は、捕獲鳥獣を裏返しにするなどし、看板の日時も変えて写真を撮影します。1頭の捕獲鳥獣が2頭にも3頭にも水増しされるのです。両耳と尾の現物は、報償費が出ない猟期に捕獲したものを冷蔵庫に保管しておき、猟期外になってから提出します。猟期中に耳と尾を譲ってくれと頼まれ、なぜ必要なのかと不思議

なると、捕獲実績報告書の提出には捕獲した場所や時間などが書かれた看板と一緒に撮影した写真、鳥獣の耳や尾の現物が必要となる。



中村市議に実態聞く

不正は見抜けなのか。2015年度の実績でイノシシ85頭、アナグマとタヌキで44頭、報償費合計132万円という人がいました。あり得ない数字ですが、担当者は見抜けなかった。

地域的な広がり。16年度の中央班だけと思っていたら、どの地域でも判明しました。悪質な捕獲従事者はひどい握り。ほとんどは良心的で、被害にあっている農家を見かねて、汗びっしょりになって捕獲

している。そういう人にとってやりきれない不正です。――公金をだまし取る行為は詐欺ではないか。再犯を防止する態勢をつくるには、うみを出し切ることが必要です。ただ、不正の証明は難しく、市は名誉毀損で訴えられるかもと及腰です。不正をした従事者に対しては、報償費の返還だけでなく、資格停止や告発などの強い対応が必要なんです。捕獲の確認方法も厳しくすべきです。